

## 様式第17号(第3条関係)

① 少量危険物貯蔵届出書  
指定可燃物取扱い

		② 年 月 日		
		宛		
		届出者 住所 ③ (電話 )		
		氏名		
貯蔵又は取扱いの場所	所在地	④		
	名称	⑤		
類、品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
	⑥	⑦	⑧	⑨
貯蔵又は取扱方法の概要	⑩			
貯蔵又は取扱場所の位置、構造及び設備の概要	⑪			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要	⑫			
貯蔵又は取扱い開始(予定)年月日	⑬ 年 月 日			
その他必要事項	⑭			
※ 受付欄		※ 経過欄		

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図、その他必要な図書を添付すること。

## 少 量 危 險 物 貯 藏 届 出 書 指 定 可 燃 物 取 扱 い

### ◎届出の対象

- ・ 少量危険物
  - － 指定数量の 5 分の 1 以上（個人住宅の場合は指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物を貯蔵、取扱いする場合。
- ・ 指定可燃物
  - － 条例別表第 3 で定める 5 倍以上の指定可燃物を貯蔵、取扱いする場合。  
再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては青森地域広域事務組合火災予防条例別表第 3 で定める数量以上を貯蔵、取扱いする場合。

### ◎注意事項

- ・ 青森地域広域事務組合火災予防条例第 47 条から第 62 条まで及び青森広域事務組合消防本部ホームページで「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」を参照してください。

『「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」掲載 URL』  
<https://www.city.aomori.aomori.jp/kouiki/1002727/1008455/yobou/1008561.html>

### 【オイルタンクの場合】

#### ◎記入方法

- ①該当しないものを横線で見え消しするか該当するものを丸で囲んでください。
- ②届出年月日を記入してください。
- ③当該危険物を貯蔵取扱いしようとする者の住所、氏名（法人名）、電話番号を記入してください。
- ④貯蔵取扱いしようとする場所の住所を記入してください。
- ⑤貯蔵取扱いしようとする場所の名称を記入してください。
- ⑥類別（灯油なら第 4 類）を記入してください。
- ⑦品名（灯油なら第 2 石油類（灯油）重油なら第 3 石油類（A 重油））を記入してください。
- ⑧最大貯蔵数量（容量）を記入してください。
- ⑨1 日の最大取扱数量を記入（計算して添付書類に明記してください。）してください。

危険物施設（地下タンク貯蔵所）のサービスタンク等の場合、最大貯蔵数量が少量危険物としての数量又はそれ未満でも、1 日の最大取扱数量によっては一般取扱所又は少量危険物の取扱所となる可能性があります。（貯蔵施設と取扱施設が同一の工程にある場合、貯蔵量と取扱量を比較して大きい方の量）

- ⑩貯蔵取扱いの方法（例：ホームタンクに貯蔵し、銅管で配管し、オートリフターを使用し、ストーブで消費する。等）を記入してください。
- ⑪貯蔵取扱場所の位置、構造、設備の概要を記入してください。設計図書がある場合は別紙のとおりと記入してください。
- ⑫消防用設備の概要（A B C 粉末消火器 10 型 1 本設置等）を記入してください。

- ⑬貯蔵取扱いをしようとする年月日、既設の場合は解る範囲で年月日を記入し不明の場合は既設と記入してください。
- ⑭必要事項があれば記入してください。

#### ◎必要添付書類

- ・見取図
- ・平面図（貯蔵取扱い場所の詳細図、配管系統図、防油堤図面（容量計算含む。）、屋内の場合は開口部、構造、内装等を明示してください。）
- ・タンク構造仕様書

各消防本部発行の水張検査済証、危険物技術保安協会発行の水張（水圧）確認証明及び確認番号（個別番号）の写し、製造メーカーのタンク仕様書（メーカー カタログ等）を添付してください。

各製造メーカーが社内的に実施した自主検査でも可能です。この場合は構造図面等を添付してください。

- ・危険物及び指定可燃物（特に可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類）で成分表（判定表）を提出できる場合は添付してください。
- ・既設の施設で書類等を紛失している場合は、写真（容量が分かるもの、全体、正面、側面、消火器、掲示板、標識、防油堤、固定方法、耐震装置、開口部からの距離等が写るようにしてください。）をもって添付書類とすることが可能です。

#### ◎注意事項

- ・埋設された配管で、接合部が溶接（ろう付けは除く。）以外の場合に漏えいを点検することができる措置（点検柵の設置等）を講じなければならないため注意してください。

## 【地下タンク貯蔵所の場合】

### ◎記入方法

- ①該当しないものを横線で見え消しするか該当するものを丸で囲んでください。
- ②届出年月日を記入してください。
- ③当該危険物を貯蔵取扱いしようとする者の住所、氏名（法人名）、電話番号を記入してください。
- ④貯蔵取扱いしようとする場所の住所を記入してください。
- ⑤貯蔵取扱いしようとする場所の名称を記入してください。
- ⑥類別（灯油なら第4類）を記入してください。
- ⑦品名（灯油なら第2石油類（灯油）重油なら第3石油類（A重油））を記入してください。
- ⑧最大貯蔵数量（容量）を記入してください。
- ⑨1日の最大取扱数量を記入（計算して添付書類に明記）してください。危険物施設（地下タンク貯蔵所）のサービスタンク等の場合は、最大貯蔵数量が少量危険物としての数量又はそれ未満でも、1日の最大取扱数量によっては一般取扱所又は少量危険物の取扱所となる可能性がある。（貯蔵施設と取扱施設が同一の工程にある場合、貯蔵量と取扱量を比較して大きい方の量）
- ⑩貯蔵取扱いの方法（例ホームタンクに貯蔵し、銅管で配管し、オートリフターを使用し、ストーブで消費する。等）を記入してください。
- ⑪貯蔵取扱場所の位置、構造、設備の概要を記入してください。設計図書がある場合は別紙のとおりと記入してください。
- ⑫消防用設備の概要（ABC粉末消火器10型1本設置等）を記入してください。
- ⑬タンク埋設予定日を記入してください。（貯蔵又は取扱い年月日欄）
- ⑭「タンク埋設前に消防へ連絡する。」等を記載し、消防が現地確認できるよう日程調整してください。

### ◎必要添付書類

- ・見取図
- ・平面図（貯蔵取扱い場所の詳細図、配管系統図、
- ・タンク構造仕様書

各消防本部発行の水張検査済証、危険物技術保安協会発行の水張（水圧）確認証明及び確認番号（個別番号）の写し、製造メーカーのタンク仕様書（メーカー カタログ等）を添付してください。

各製造メーカーが社内的に実施した自主検査でも可能です。この場合は構造図面等を添付してください。

- ・危険物及び指定可燃物（特に可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類）で成分表（判定表）を提出できる場合は添付してください。

## 【移動タンクの場合】

### ◎記入方法

- ①該当しないものを横線で見え消しするか該当するものを丸で囲んでください。
- ②届出年月日を記入してください。
- ③当該危険物を貯蔵取扱いしようとする者の住所、氏名（法人名）、電話番号を記入してください。
- ④常置場所の住所を記入してください。
- ⑤常置場所の名称を記入してください。
- ⑥類別（灯油なら第4類）を記入してください。
- ⑦品名（灯油なら第2石油類（灯油）重油なら第3石油類（A重油））を記入してください。
- ⑧最大貯蔵数量（容量）を記入してください。
- ⑨1日の最大取扱数量を記入（計算して添付書類に明記してください。）してください。
- ⑩貯蔵取扱いの方法（ローリーで灯油を配送し、ホームタンクに注油する。等）を記入してください。
- ⑪移動タンクの位置、構造、設備の概要を記入してください。設計図書がある場合は別紙のとおりと記入してください。
- ⑫消防用設備の概要（ABC粉末消火器10型1本設置等）を記入してください。
- ⑬貯蔵取扱いをしようとする年月日を記入してください。
- ⑭必要事項があれば記入してください。

### ◎必要添付書類

- ・タンク構造図及び板厚計算書、配管概要図、安全装置構造図、シャーシ固定図（車輌取付詳細図）、常置場所の図面（案内図に記入可）、外観三面図、側面枠取付図及び構造図、空車・貯蔵時の重心計算図、防護枠取付構造図、底弁及び閉鎖装置構造図、静電気除去装置構造図、給油ホース構造—給油ノズル組立図、アース線説明図、タンク検査済証を添付すること。

### ◎注意事項

- ・移動タンクの一構造、仕様書等と照合し、確認してから副本を返却することとなります。その際、届出先の消防機関へ来庁していただく場合があります。

## 【指定可燃物の場合】

### ◎必要添付書類

- ・見取図

・平面図（貯蔵取扱い場所の詳細図、配管系統図、防油堤図面（容量計算含む。）、屋内の場合は開口部、構造、内装等を明示してください。）

- ・タンク構造仕様書

各消防本部発行の水張検査済証、危険物技術保安協会発行の水張（水圧）確認証明及び確認番号（個別番号）の写し、製造メーカーのタンク仕様書（メーカー一覧表等）を添付してください。

各製造メーカーが社内的に実施した自主検査でも可能です。この場合は構造図面等を添付してください。

- ・指定可燃物（特に可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類）の成分表（判定表）を提出できる場合は添付してください。

- ・既設の施設で書類等を紛失している場合は、写真（容量が分かるもの、全体、正面、側面、消火器、掲示板、標識、防油堤、固定方法、耐震装置、開口部からの距離等が写るようにしてください。）をもって添付書類とすることが可能です。